



## —日本の農業—

先日、農業の研修を受けたという 60 歳代の方から貸し農地についての相談がありました。市の農業委員会はこれに対し、50 アールの面積での耕作の実績がある人（農家）でなければ認められないとしており、新規就農希望者への扉は閉じられています。農業就業人口が毎年数十万人も減っている状況下で、この国の次の担い手の育成はどの様になっているのでしょうか。

### 1. 衰退する農業

農業就業人口は資料のある昭和 55 年以降、毎年減少を続けており、平成 22 年資料では 260 万人となり、前年比 47.6 万人の減少です。従事者の平均年齢は 65.8 歳となり、高齢者（60 歳以上）の比率は 73%へ上昇しました。国内総生産に占める農業総生産の割合は昭和 35 年の 9%から、平成 9 年には 1.2%になり、専業農家は減って、この間小規模兼業農家数が大きく増加しました。小規模兼業農家の所得の中心は農業の他にあります。

農政は様々な補助金や規制で農家戸数を維持することが基本政策となっています。

日本は先進国の中で食糧自給率は最低クラスの 39%（H24 年 8 月農水省「平成 23 年度食料自給率をめぐる事情」）、耕作放棄地が増加し、グローバル経済で企業による輸入農産物は増え続けるという状況です。

危機管理上からも一定の自給率は確保しなければなりません。

### 2. 農業者大学校廃止

農業者大学校は昭和 43 年に設立され、農家の後継者確保と指導農業者の育成に取り組み、平成 20 年にはつくばに移転して、意欲のある若者を受け入れて新しい教育・就農支援プログラムをスタートされました。つくばでの卒業生 77 名は、その約半数は非農家出身者ですが、94%の高い就農率となりました。これからの期待にもかかわらず、平成 22 年事業仕分けにより廃止となりました。

### 3. 新規就農

食の安全を求めて自家栽培をすること、生産者から直接購入する等、注目されている農業ですが、新規就農者数は平成 18 年度の約 3.1 万人をピークに減少傾向にあります（H23 年 3 月全国新規就農相談センター）。

09 年の農地法改正では、「解除付き農地賃借」「農地法の農地権利移動における下限面積要件の弾力化等」があり、この主旨は農業者だけではなく、企業や個人新規就農者に対し、農地の権利取得を認め、多様な形での農業への参入を行えるようにしたはずで。

何度も台湾に乗り込み、25 歳で個人ブランド「玉木米」の輸出に成功した農業法人新潟玉木農園の玉木修さんは、日本の農業革命には 2、30 代の意欲ある新しい人材が必要であることを強く訴えています。農業革命には、何よりも若さと情熱と、競争力のある専業農家・農業法人が必要です。

農業委員会が貴重な新規参入希望者への妨げとなっているようでは困ります。幸いなことに全国レベルで他地域へ目を向ければ、積極的に新規参入に取り組んでいる事例がありました。次号で報告します。

農業の役割は食物の生産だけではなく、水源の涵養やダム機能、国土保全、美しい景観、祭礼や地域社会を守り、日本の心を伝えていくことでもあります。